

平成 30 年西日本豪雨災害支援・救護活動等について

台風 7 号が九州に接近した 7 月 3 日以降、集中豪雨の発生により西日本を中心とした多くの地域が河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害に見舞われました。

この災害で尊い命を失われた方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます次第です。

日本獣医師会では、このたびの災害に際し、被災動物救護活動並びに被災地方獣医師会及び被災構成獣医師に対する支援を速やかに実施することといたしました（別記 平成 30 年 7 月 11 日付け 30 日獣発第 120 号「平成 30 年西日本豪雨災害支援・救護活動等について」参照）。

つきましては、支援活動の一環として、被災動物救護活動及び被災した本会構成獣医師への支援を目的に「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金（地方獣医師会において会員構成獣医師からの支援金を取りまとめた支援金（自らの拠出を含む.））」を募集することといたしましたので、ご協力をお願いいたします（別紙参照）。

なお、被災動物に対する診療、保護預かりについては、環境省及び被災地に設置された現地本部等の要請に従い、支援・協力することとしております。

皆様のご支援ご協力を重ねてお願いいたします。

【別 記】

30日獣発第120号
平成30年7月11日

各地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

平成30年西日本豪雨災害支援・救護活動等について

このたびの西日本を中心とした記録的な豪雨により被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

日本獣医師会におきましては、地方獣医師会から聴取り調査等を行ったところ、相当の被害の発生が確認されたことから、速やかに被災動物救護活動並びに被災地方獣医師会及び被災構成獣医師に対する支援を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、本会の支援・救護活動にご理解をいただき、ご支援及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 支援金の募集

(1) 本会では、今回の西日本豪雨災害に対し、

①被災動物救護活動への支援

②被災地の獣医療提供体制の復旧のための本会構成獣医師への支援

等を速やかに実施し、支援・救護活動等の円滑な推進に資することを目的に、本会会員地方獣医師会及び構成獣医師から「平成30年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金(以下「支援金」という。)」を募集します。

つきましては、地方獣医師会におかれては、別紙『公益社団法人 日本獣医師会「平成30年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」募集要領』を参照のうえ、会員構成獣医師からの支援

金の募集活動に取り組んでいただき、取りまとめた支援金(自らの拠出を含む。)を別紙の支援金振込口座へ振り込み願います。

なお、本支援金は、特定公益増進法人等寄付金特別控除の対象となりますので、募金をされた構成獣医師が税務申告等のため、受領書(領収書)を必要とされる際は、

①構成獣医師が地方獣医師会へ送金した日付

②氏名(受領書に記載する氏名となります)

③住所

④募金金額

を明記の上、ご連絡をお願いします。

(2) また、飼い主等一般市民からの募金は、次の一般財団法人 ペット災害対策推進協会の口座へご送金くださいますようお願いいたします。

①ゆうちょ銀行から振込み

口座記号番号：00170-6-587909

加入者名：一般財団法人 ペット災害対策推進協会

②他の金融機関から振込み

振込先：ゆうちょ銀行

(金融機関コード9900)

〇一九店(019)

預金種目：当座

口座番号：0587909

加入者名：一般財団法人 ペット災害対策推進協会

2 被災動物に対する診療・保護預り等

被災動物に対する診療、保護預り等については、環境省及び現地に設置された動物救護本部等の要請に従い、支援・協力をお願いします。当該支援等に要する経費については、1の支援金等により日本獣医師会が負担する予定です。

本件内容のお問合せ先

日本獣医師会事務局：

古賀、駒田、四宮、関谷、長野、中村、本田

TEL 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

公益社団法人 日本獣医師会

「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」 募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、会員地方獣医師会、構成獣医師等の支援・協力の下で、今回の豪雨災害に見舞われた中、被災地において被災保護動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下「動物救護活動」という。）等に従事される方々を支援すること等を目的として「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」を募集する。

2 支援金の名称

平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金

3 募金の期間

平成 30 年 7 月から当分の間。（中間集計を 8 月末に行うが、募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）

4 支援金の募集と振込み(寄附)先

会員地方獣医師会は、前記 1 の趣旨を受け、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

なお、飼い主等一般市民からの募金は、一般財団法人 ペット災害対策推進協会の支援寄附金口座へ送金を依頼する。

日本獣医師会「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」振込口座
(地方獣医師会へ通知済)

5 支援金の使途

前記 4 により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、今回の豪雨災害の発生に起因して行う動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供体制の復旧のための対策を支援するとともに、募金状況を踏まえて緊急災害時の動物救援活動の強化に充てる。

なお、支援金の配分は日本獣医師会において決定する。